

広報つまごいに広告等の掲載を希望する各種団体の取扱い内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広報つまごいに広告等の掲載を希望する各種団体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広報つまごいに広告等の掲載(以下「広告等」という。)を希望する各種団体は、広報つまごいの品位、公共性及び公益性を妨げないもので、村民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 営業活動に関するもの
- (3) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めるもの

(広告等の掲載位置及び枠の数)

第3条 掲載位置は紙面内とし、枠の数は掲載可能な数とする。

(広告等の規格・料金等)

第4条 広告等の表示方法は、1団体200文字程度とし、料金は無料とする。

(広告等の掲載を行うことができる者の範囲)

第5条 広告等の掲載を行うことができる団体の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 孺恋村内を活動拠点とする、スポーツ・文化活動等の団体
- (2) その他、村長が適当と認めたもの。

(掲載期間)

掲載は1回を単位とする。再掲載は妨げない。

(掲載の申請及び決定)

第6条 広告等を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は広告等掲載申込書(様式1号)を村長に提出しなければならない。

(広告等の原稿の作成及び費用負担)

第7条 広告等の原稿は、申請者が作成し、指定する期日までに村長に提出しなければならない。

2 広告等の作成に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(広告等の責任)

第8条 広告等の内容に関する一切の責任は、申請者が負うものとする。

(広告等の掲載の決定の取り消し)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告等の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告等の原稿を提出しなかったとき
 - (2) 広告等の内容が第2条各号に該当するに至ったとき
 - (3) 申請者から広告等の掲載を取り下げる旨の届出があったとき
 - (4) 申請者がこの要領の規定に違反したとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、広告等の掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき
- 2 前項の規定により広告等の掲載の決定を取り消した場合は、村長は、広告等掲載取消通知書(様式第3号)を用い、申請者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この内規の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

付則

この内規は、平成23年5月1日から施行する。